



体が宙に舞い気分爽快(そうかい) ～トランポリン

発行／五城目町

編集／文書広報課 ☎ 0188 (52) 2100(代)

印刷／湖東印刷所

町の生涯教育

青壮年スポーツ教室

『青壮年スポーツ教室』では、トランポリンも科目のひとつ。受講生の体が二回、三回と宙に舞い、技が決まると、仲間から歓声が上がります。

毎年二月から三月にかけて十回開かれる『青壮年スポーツ教室』は、種目ごとの技術の習得を目的にしており、卓球、バドミントン、バスケ、トボールそしてトランポリンと、基本から応用まで実技を主体に学習します。また、仲間づくりや冬期間の体力づくりというこで、ゲームを取り入れた軽い体操や、瞬発力、持久力などのトレーニングも行います。

年齢、性別に関係なくだれでも参加でき、受講料は無料。勤めを終わってから参加できるように、午後六時半から広域体育館で開かれます。

ゴミの分別収集に協力を

燃えるゴミ  
燃えないゴミ  
分別は完全に



3月定例会  
町議

収入役に佐藤氏を新任

60年度  
一般会計 31億9千6百万円

三月定例会町議会は、三月十二日から二十日までの九日間の日程で開かれ、任期満了による収入役の選任について、元総務部長の佐藤祐治氏の新任が同意されました。

今回上程された議案は、昭和六十七年度一般会計当初予算案をはじめ、昭和五十九年度一般会計補正予算案など二十四議案で、全議案が原案通り可決、同意されました。

六十年当年初予算

昭和六十年年度の一般会計は  
じめ各特別会計の当初予算は  
次のとおりです。(一)内は前  
年度当初予算との比較。

▽一般会計

三億九千六〇〇万円(四一  
〇〇万円減)

▽国民健康保険特別会計

七億九千〇六〇万円(四三二  
七万六千円増)

▽老人保健(医療)事業特別  
会計

六億六千九百七十七万円(四  
万三千円増)

▽簡易水道事業特別会計

六千八百三十三万円(一〇万  
一千円減)

▽水道事業会計

事業収益：一億八千九百一  
千円 事業費用：八千五百八  
十五千円

五十九年度補正予算

昭和五十九年度の一般会計  
はじめ各特別会計の補正予算  
は次のとおりです。

▽一般会計

事業費用  
補正予算額：一億五千六  
千円減額

補正額：一〇一七万六千円

減額

総額：三億四億七千八百五  
十七千円

▽国民健康保険特別会計

補正額：四億二千七百五十  
千円増

総額

総額：八億一億四千二百一  
十四千円

▽老人保健(医療)事業特別  
会計

補正額：四億二千六万三千  
千円減額

総額：六億三千二百六十六  
千円

▽簡易水道事業特別会計

補正額：九万二千円減額  
総額：七億一千二百三十三  
千円

▽水道事業会計

事業収益  
補正予算額：八八〇万八  
千円増額

計：一億一千三百七十六  
千円

事業費用

補正予算額：一億五千六  
千円減額

計：九千二百三十三万二千  
円

資料館の委員報酬を定める

森林資料館運営委員会の委  
員報酬が定められました。

▽委員報酬 日額二千五百  
円

議員などの旅費を改正

町議会議員、町三役、教育  
長の旅費が次のように改正さ  
れました。(一)内は改正前の  
額。

▽日当 県内：千三百円(千  
二百円)、県外：千五百円(千  
二百円)

▽宿泊料 県内：七千五百円  
(五千五百円)、県外：九  
千(六千五百円)

▽食卓料 千円(四百円)

職員の旅費を改正

町職員の旅費が改正されま  
した。また、特別急行列車を  
使用する場合は距離を八〇キ  
ロ以上(改正前は二五〇キロ)  
とし、特別車両料金(グリー  
ン料金)については、当分の  
間、旅費の算定に含めないこ  
とになりました。

改正の内容は次のとおりで

佐藤新収入役の略歴



佐藤 祐治

昭和三十三年十月、役場  
に勤務。企画管理室長、産  
業建設部長、総務部長を歴  
任し、五十六年三月勇退。  
五十八年二月から五十九年  
三月まで五城目町発展計画  
策定審議会長を務める。  
大正十四年生まれ、六十  
歳。

す。(一)は改正前の額。

▽日当 県内：千円(千二百  
円(七百円)九百円)、県  
外：千二百円(千四百円(九  
百円)千五百円)

▽宿泊料 県内：六千五百円  
(七千円(五千円)、県外  
：七千五百円(八千五百円  
(六千円)

▽食卓料 千円(四百円)

町税賦課徴収条例を改正

町では、日本専売公社に対  
し、売り渡した製造たばこに  
ついて、たばこ消費税を課税  
しています。日本専売公社が  
四月一日から日本たばこ産  
株式会社として民営化するこ  
とにより、地方税法(たばこ  
消費税関係分)の一部が改正  
されました。これに伴い、本

町長の施政説明から

豊かな町づくりに  
全力を尽くしたい

今定例会においては、昭  
和六十年年度予算案を中心  
に諸議案のご審議をお願い  
するのでありますが、この説  
明に先だち先般執行の町長  
選挙のお礼を申し上げます。  
私事、去る二月二十四日  
をもって通算五期の任期を  
満了いたしました。皆様  
をはじめ多数の町民のご支  
援により引き続き六期目の  
町政を担当させていただく  
ことになりました。

皆様の格別なるご指導、  
ご援助に心からのお礼を申  
しあげる次第であります。  
今後、長期総合発展計画  
の着実な進展を基に、二十  
一世紀を目指した豊かな町  
づくりに全力を尽くして参  
りたいと存じますので、ど  
うかこれまで以上のご指導  
ご協力のほど、心からお願  
い申し上げます。

さらによりよい町を  
さて昭和六十年、一九  
八五年は昭和二十年の終戦  
から四十年。町もまた町村

合併三十周年という歴史の  
流れにおける大きな節目と  
も言うべき年を迎え、これ  
まで成し遂げた実績の上に  
立って、さらによりよい町  
を次の世代に引き継ぐため  
に、一段と力を尽くすこと  
が、私どもの使命であるう  
かと存じます。

状況は厳しいものがござ  
います。大きな時代の流  
れを的確に把握し、活力に  
満ちた豊かな町づくりに全  
力を傾注して参りたいと存  
じます。

発展計画を軸に予算編成  
昭和六十年年度予算編成  
にあたりましては、住民各  
層からの声を広く町政に反  
映させるべく策定いたしま  
した長期総合発展計画を軸  
に、その作業を進めてまい  
りました。ご承知のとおり、  
国の財政事情が悪化してい  
ることから、国庫補助制度  
の見直しが行われ、補助率  
の引き下げと地方公共団体  
の負債額の激増から、都市  
計画、農林関係のいわゆる  
公共事業に対する地方債の  
充当率を、昭和五十年以  
前の状態に戻すという大幅  
縮減が図られたことなどか  
ら、厳しい予算編成が余儀  
なくされた次第でございます。

住民の付託に応える配慮  
このような財政環境の中  
で、限りある財源をいかに  
効果的に執行するか、ます



## 「緑」の効用を見直そう

今年（一九八五年）は「国際森林年」です。森林資源の大切さを訴え、森林の存在そのものが、私たちの生活に密着しているとの認識をさらに高めていこうという趣旨で、昨年十一月にFAO（国連食糧農業機関）が決議したものです。

国でも、この記念すべき年をより一層盛りあげていくため、いろいろな事業を計画していますが、町でも独自の計画を練っています。

この国際森林年は、人間の生活に欠かせない緑の環境を守り育てているのは、林業に携わっている人たちであり、山村に住む人たちであるという林業への正しい認識を広める絶好の機会でもあります。

本町は、総面積の八割が森林で占められ、民有林の人工

率八〇％以上と全国でもトップレベルの林業の町です。森林の重要性を改めて考え、「緑」を増やす活動を活発にするなど、町内の皆さんと一緒にこの記念すべき国際森林年を盛り上げていきたいものです。

町（林政課）では、具体的な事業などが決まり次第、すぐに皆さんにお知らせするとともに、参加を呼びかけることにしています。

ます多種多様な住民の要望に対し、重点的かつ計画的な予算配分と、むだのないより効率的できめこまかな財政運営に徹し、住民の付託に応えて参るよう配慮いたした次第でございます。

なお、地方財政は国に依存するところが大きく、できる限りその動向に配慮し、予算編成にあたりました。国、県の予算編成作業が遅れたこともあり、把握できなかった部分については、今後、補正予算で対応して参りたいと存じます。

前年度に続き緊縮予算に昭和六十年一般会計につきましては、歳入歳出それぞれ三十一億九千六百万円で、五十九年度当初予算に比較し四千百万円、率にして一・三％下回り、五十九年度に引き続き緊縮予算となりました。しかし、磯ノ目区画整理事業に対する管理者負担金の県との協定額が、五十九年度終了したことに伴い、事業の縮小額がおおよそ五千百万円ございますことから、予算内容においてはほぼ五十九年度並に編成されたものと考えております。

国県支出金一六・四％減歳入については、町税に七億七千二百六十万円を計上いたしました。これは固定資産税の評価替えなどを

見込み、五・九％の伸びで措置してございます。

地方交付税については、国の方針と五十九年度実績をもとに十四億三千七百五十八千円を計上し、五十九年度当初に比較して一五・二％増を見込んでおります。

国県支出金は、補助制度の変更に伴う補助率の引き下げなどから、五十九年度当初比一六・四％減の六億一万六千円を計上いたしました次第で、これが大きな減額要素でございます。

また、地方債につきましても、公共事業に対する充当率の引き下げから、一億七千五百七十一千円と、一六・四％減で計上いたしております。

その他、使用料、手数料につきましても、長年据え置き実情に合わないものなどの見直しを行い、関係条例とともに提案いたしました次第であります。

国の制度を最大限に活用歳出につきましては、総合発展計画をベースに徹底した経費の節減を図り、住民の福祉面、健康面を第一に、また事業についても災害復旧を最優先に、町道、農村総合モデル事業など、生活環境に密着した事業を、国の制度を最大限に活用し、限りある財源のより適切な配分を図りつつ措置した次第でございます。

町の町税賦課徴収条例が一部改正されました。

**証明などの手数料を改正**

謄本、抄本の交付や各種証明などの手数料が改正されました。

身分などの証明や公簿などの閲覧、住民票の抄本、戸籍の附票の謄本、印鑑登録証などの交付についての手料は、百円から百五十円に改正されました。また、住民票の謄本交付手数料は、二百円から二百五十円に改正されました。

**赤倉山荘の使用料一部改正**

赤倉山荘の入浴料、テレビとカラオケの使用料が定められました。

▽入浴料 大人：百円、小学生：五十円

▽テレビ使用料 二時間百円

▽カラオケ使用料 一回二百円

森林等の火入れに関する条例を制定

森林法の一部改正により、

火入れ許可事務については、市町村の団体事務に改められました。これに伴い本町の森林等の火入れに関する条例が制定され、火入れの許可の申請や火入れの方法などが定められました。

**共同福祉施設の使用料などを定める**

三月末に完成する共同福祉施設の運営、使用料などが定められました。基本使用料は次のとおりです。料金は一時間当たりの額。（一）内は町外の人を利用した場合。

▽研修室（一階・二階） 雇用保険加入者 二百円（三百円） その他の勤労者 三百円（四百円）

▽会議室（二階） 雇用保険加入者 百円（二百円） その他の勤労者 二百円（三百円）

▽相談室（一階） 無料

▽談話室（二階） 無料

**辺地総合整備計画を変更**

辺地総合整備計画が一部変更され、町道恋地四号線の事業費は次のようになりました。（一）内は変更前の額。

▽改良費 一四七四万一千円（六〇〇万円）

▽舗装費 一三一万六千円（一九〇万円）

**下山内の土地を取得**

町で次の土地を取得することになりました。

▽場所 下山内字下山根六十三外二筆

▽面積 二一六・一平方メートル

▽取得予定価格 二五二三万二五七七円

▽契約の相手方 秋田県町村土地開発公社

**収入役に佐藤祐治氏**

**教育委員に千田茂氏**

任期満了による千田金之助収入役の後任は、元総務部長の佐藤祐治氏（六〇歳・西野）

に決まりました。

また、欠員の教育委員には、千田茂氏（五九歳・岡本）を任命することになりました。

**陳情・意見書 六件を採択**

今回審議された陳情六件、意見書一件のうち、採択された陳情、意見書は次のとおりです。

- ・「非核、平和自治体宣言」採択についての陳情
- ・原爆被害者援護法即時制定に関する意見書採択についての陳情書
- ・要望書
- ・五城目保健所の支所格下げに伴い地域住民の保健、医療、衛生を守る陳情書
- ・国鉄男鹿線の民営化に反対し地域住民の足を守る陳情書
- ・中小企業専任大臣の設置に関する意見書

国、県の予算編成作業が遅れたこともあり、把握できなかった部分については、今後、補正予算で対応して参りたいと存じます。

前年度に続き緊縮予算に昭和六十年一般会計につきましては、歳入歳出それぞれ三十一億九千六百万円で、五十九年度当初予算に比較し四千百万円、率にして一・三％下回り、五十九年度に引き続き緊縮予算となりました。しかし、磯ノ目区画整理事業に対する管理者負担金の県との協定額が、五十九年度終了したことに伴い、事業の縮小額がおおよそ五千百万円ございますことから、予算内容においてはほぼ五十九年度並に編成されたものと考えております。

国、県の予算編成作業が遅れたこともあり、把握できなかった部分については、今後、補正予算で対応して参りたいと存じます。

前年度に続き緊縮予算に昭和六十年一般会計につきましては、歳入歳出それぞれ三十一億九千六百万円で、五十九年度当初予算に比較し四千百万円、率にして一・三％下回り、五十九年度に引き続き緊縮予算となりました。しかし、磯ノ目区画整理事業に対する管理者負担金の県との協定額が、五十九年度終了したことに伴い、事業の縮小額がおおよそ五千百万円ございますことから、予算内容においてはほぼ五十九年度並に編成されたものと考えております。

# 60年度予算決まる

一般会計31億9千6百万円

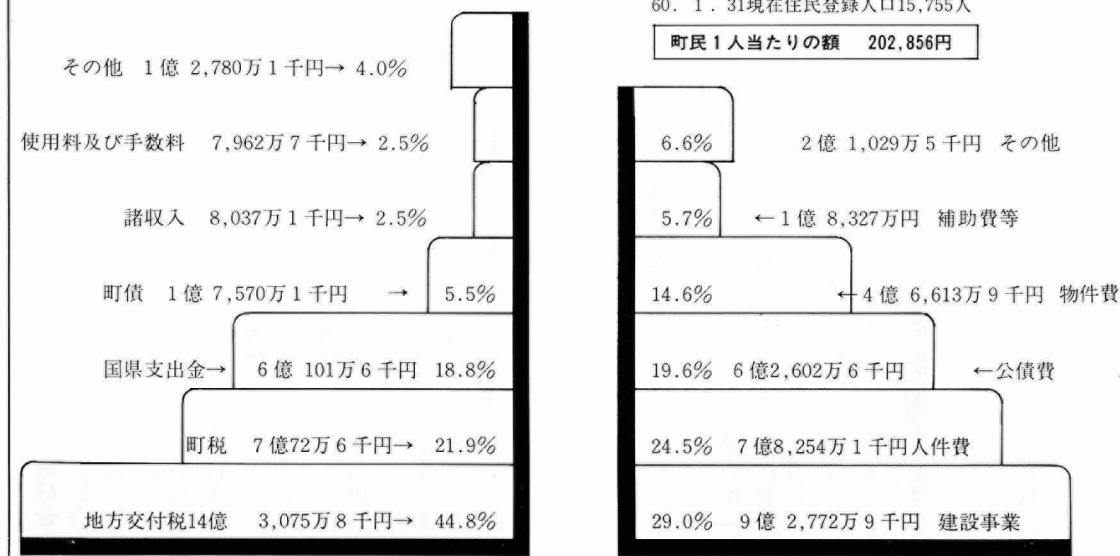
## 60年度一般会計目的別歳入歳出予算

予算総額

31億9,600万円

歳入

歳出



## 60年度各特別会計予算

(単位：千円)

| 会計名            | 昭和60年度<br>予算額(A) | 昭和59年度<br>予算額(B) | 差引<br>(A)~(B) | 伸率    |
|----------------|------------------|------------------|---------------|-------|
| 国民健康保険特別会計     | 790,600          | 747,324          | 43,276        | 5.8%  |
| 老人保健(医療)事業特別会計 | 664,972          | 664,929          | 43            | —     |
| 簡易水道事業特別会計     | 6,823            | 6,924            | △ 101         | △ 1.5 |
| 水道事業会計         | 108,191          | 103,369          | 4,822         | 4.7   |

## 3月各会計補正予算

(総括)

(単位：千円)

| 会計名            | 既予算額      | 補正額     | 計         |
|----------------|-----------|---------|-----------|
| 一般会計           | 3,488,833 | △10,176 | 3,478,657 |
| 国民健康保険特別会計     | 809,939   | 4,275   | 814,214   |
| 老人保健(医療)事業特別会計 | 672,529   | △40,263 | 632,266   |
| 簡易水道事業特別会計     | 7,215     | △ 92    | 7,123     |
| 水道事業会計         | 104,568   | 8,808   | 113,376   |

※水道事業会計は、収益的収支の計算計である。

## 六十年一般会計

### 予算の主な内訳

昭和六十年一般会計予算の主な内容は次のとおりです。

(普通建設事業関係)

●街路道路整備一億九千九百九十五万六千円 ●農村モデル・農業構造一億六千九百七十八万六千円 ●公園都市下水七千七百三十三万六千円 ●林業林道一億四千九百二十六万九千円 ●学校公民館二千九百七十一万一千円 ●住宅三千五百五十四万

(人件費関係)

●議会議員四千九百七十二万三千円 ●三役教育長三千五百六十四万六千円 ●一般職六億八千四百六十八万八千円 ●臨時職七千一百七十七万

●需用費(消耗品費・燃料費・食糧費・印刷製本費・光熱水費他)二億六千八百八十二万四千円 ●賃金八千五百一十萬円 ●委託料七千二百七十六万六千円 ●賃金八千五百一十萬円 ●備品購入三千九百七十八万八千円

(補助関係)

●各種負担金五千五百八十七万七千円 ●各種補助金八千三百三十六万八千円 ●謝礼等一千六百一十九万九千円 ●災害復旧事業関係 ●農林災害六千二百九十四万六千円 ●公共土木災害三千七百八十六万

(扶助費関係)

●老人ホーム二千四百三十八万六千円 ●医療給付三千九百三十三万四千円 ●児童手当一千四百三十二万八千円 ●老人保健会計三千三百六十六万

千円 ●国保会計二百五十二万七千円 ●中小企業一千九百万円 ●老人居室四百八十万円

(貸付金) ●五十九年度 三月補正予算の内訳

### 三月補正予算の内訳

昭和五十九年各会計の三月補正予算の内訳は次のとおりです。

(一般会計)

一般会計の総額では一千七十六万六千円の減額予算となっており、各事業費の最終調整が主な内容となっています。追加補正された主な内訳は次のとおりです。 ●除雪対策五百八十九万八千円 ●福祉医療給付一千八百八十一万九千円 ●農業災害復旧三百二十万七千

# 税のしくみ その4

## 固定資産税の 課税のしくみ ③

### 家屋に対する課税

#### 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に評価します。

#### 〔新築家屋の評価〕

評価額＝再建築価格×経年減点補正率

#### ○再建築価格とは

評価の対象となった家屋と全く同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

#### ○経年減点補正率とは

家屋の建築後の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしています。

#### 〔新築家屋以外の家屋の評価〕

評価額は、新築家屋の評価と同様です。なお損壊等の事情のある家屋には、それにより価値の減少する額を控除します。

このようにして評価された額が、評価替え前の価格を超えることとなる場合は、通常、評価額は評価替え前の価額に据え置かれます。

#### 新築住宅に対する減額について

昭和38年1月2日から昭和59年1月1日までの間に新築された住宅は、新築後一定期間の固定資産税が2分の1に減額されます。

○適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

昭和57年1月2日から昭和59年1月1日までの間に新築された住宅について

①専用住宅や併用住宅であること（居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます）。

#### ②床面積要件

居住部分2床面積が40㎡（一戸建以外の貸家住宅は30㎡）以上165㎡以下であること。

#### ③価格要件

家屋課税台帳の登録価格が1㎡当たり次の額以下であること。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 木造住宅  | 81,000円         |
| 非木造住宅 | 簡易耐火住宅 89,000円  |
|       | 耐火構造住宅 109,000円 |

#### ○減額される範囲

住居部分の床面積が100㎡までは全部、超えるものは100㎡分まで

#### ○減額される期間

一般住宅 新築後3年度分

### 償却資産に対する課税

#### 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します

#### ○前年中に取得された償却資産

価格（評価額）＝取得価額× $\left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$

#### ○前年前に取得された償却資産

価格（評価額）＝前年度の価格×（1－減価率）

ただし、求めた額が“取得価額×5/100、よりも小さい場合は、その償却資産が本来の用に供されている限りは、“取得価額×5/100、により求めた額を価格とします。

#### 減価償却の方法

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

取得価額……原則として国税の取扱いと同様です。

減価率……原則として耐用年数表（大蔵省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

▷償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

| 項 目                    | 国 税 の 取 扱 い                           | 固定資産税の取扱い       |
|------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 償 却 計 算 の 期 間          | 事業年度                                  | 歴 年<br>(賦課期日制度) |
| 減 価 償 却 の 方 法          | 一般の資産は、定率法、<br>定額法の選択制度               | 一般の資産は定率法       |
| 前年中の新規取得資産             | 月割償却<br>(一定の場合は簡便償却)                  | 半年償却(1/2)       |
| 圧 縮 記 帳 の 制 度          | 認める                                   | 認めない            |
| 特別償却、割増償却<br>(租税特別措置法) | 認める                                   | 認めない            |
| 増 加 償 却<br>(所得税、法人税)   | 認める                                   | 認める             |
| 評 価 額 の 最 低 限 度        | 一般の資産は、取得価額<br>の100分の5<br>特定堅ろう構築物は1円 | 取得価額の100分の5     |
| 改 良 費                  | 合算評価                                  | 区分評価            |

### 家畜の衛生

#### 異常牛の 早期発見

家畜の経済性を高めるにはまず健康な家畜であることが大切です。しかし、家畜には常に病気にかかる機会が多いことから、異常家畜の早期発見、早期治療に注意する必要があります。

今回は異常牛の早期見分け方について要点を述べます。

①健康時の体温は成牛で三十八・三九・五度、子牛で三十八・五〇・三九・八度。呼吸数は成牛は一分間に十〜三十回、子牛は四十〜六十回。また、糞は一日十二〜十八回、尿は五〜七回程度です。

②日常の観察が大切で、健康時の牛の顔、動作、餌箱の残餌や糞などの状態を知っておくこと。

③健康牛は、朝、飼い主が行くと勢いよく起きあがり、餌を催促する。これに反して近づいても寝たままだったり、牛舎の隅にしょんぼり立っているような時は、異常と考える。

④目やに、鼻鏡が乾き、鼻汁付着、耳、角に触ると熱がある、咳がある、反すうがない、下痢、未消化便、水様便、血液便の時は体調が悪い時です。

# 出動回数が増えています 救急車の正しい利用を

昭和四十七年八月十五日から開始された救急車による救急業務は、年々増加の一途をたどっています。



年々増える救急業務

は極めて病状の軽い患者が含まれていますので、救急車は正しく利用してください。

救急車の利用は……

- ① 火災などの災害現場での負傷や病気になる人。
- ② 交通事故によってケガをした人。
- ③ 路上においてケガまたは病気になる人。
- ④ 工場などで作業中にケガまたは病気になる人。
- ⑤ 多数の人が出入りする場所でケガまたは病気になる人。
- ⑥ 一般家庭でケガまたは病気になる人で家用自動車で搬送できないとき。

\* \*

人命救護という重要な任務についている救急隊員は、救護方法など知識の修得に努め、一刻も早く医療機関へ搬送して手当が受けられるようがんばっています。

## 四月一日から証明などの手数料が変わりました

### 手数料が変わりました

- ▽ 謄本、抄本の交付や各種証明などの手数料が、四月一日から次のように変わりました。
- 証明
  - ▽ 身分に関する証明：一件につき百五十円
  - ▽ 印鑑に関する証明：一件につき百五十円
  - ▽ 公課に関する証明：一件につき百五十円
- 公簿、公文書または図面等の閲覧
  - ▽ 住民基本台帳の閲覧：一世帯につき百五十円
  - ▽ その他：一件につき百五十円

## 町内の小中高校 先生の定期異動

県教職員の定期異動により、本町関係では次の先生が異動になりました。カッコ内は前任校。

- 高等小学校校長  
五城目(秋田養護)小林孝哉
- 湯沢北(五城目)浅石雄次郎
- 高等学校  
五城目(花輪)鎌田利臣
- 五城目(能代北)朝野政己

ばっています。また、二十四時間いつでも出動できる態勢をとっています。

より速く、効果的な救急活動ができるよう町内の皆さんのご協力をお願いします。(火災、救急は一一九番です)

## 婦人会の協力で おむつ九六〇枚集まる

社会福祉協議会では、毎年婦人会の協力を得て、町内の皆さんから、おむつを集め特別養護老人ホームなどの施設に寄贈しています。今年も婦人会の協力で九百六十枚のおむつが集まりました。

社会福祉協議会では、これらのおむつを次のように配分する予定です。昨年は、町内のねたきり老人宅六世帯に百五十枚贈っています。

- ▽ 協力枚数  
五城目地区婦人会  
二二九枚

- 五城目(能代工) 笠屋裕行
- 五城目(能代工定) 後藤重幸
- 秋田西(五城目) 斎藤 勉
- 新屋(五城目) 鷺谷直征
- 秋田工(五城目) 清水清孝
- 博物館(五城目) 渡部絃一
- 中学校  
五城目一(男鹿東) 須田孫治
- 五城目一(羽城) 清水 広
- 五城目一(羽城) 安田年子
- 五城目一(秋田西) 越後和子
- 杉沢(五城目) 広嶋樹夫
- 杉沢(富津内) 土橋文男

- 富津内(東) 地区婦人会  
一三三枚
- 富津内(西) 地区婦人会  
九四枚

- 内川地区婦人会 一二四枚
- 森山地区婦人会 一〇〇枚
- 馬場地区婦人会 八四枚
- 杉沢地区婦人会 六〇枚
- 大川地区婦人会 一二六枚
- 合計 九六〇枚

## ▽ 配分予定

- 森山荘 一〇〇枚
- 昭寿苑 四〇〇枚
- 高清水寿光園 二〇〇枚
- 河辺荘 一〇〇枚
- 町内のねたきり老人家庭へ 一六〇枚

## 飲酒運転追放競争 十位の本町に知事賞

昨年一年間にわたって、全県一斉に行なった市町村対抗の飲酒運転追放無事故競争で、本町は十位になり、優良市町村

- 富津内(大濁) 渡部 剛
- 富津内(杉沢) 畑沢律義
- 秋田北(五城目) 森田イウ
- 男鹿東(五城目) 菊地照雄
- 羽城(五城目) 菅原雅史
- 大濁(富津内) 伊藤勝雄
- 羽城(杉沢) 佐々木為豊
- 採用 富津内 杉沼 誠
- 小学校  
内川(五城目) 松田千景
- 種平(五城目) 中村 滋
- ▽ 辞職 内川 工藤スミ
- ▽ 採用 五城目吉原多鶴子

として秋田県知事賞を受賞しました。

五十九年は酒酔い二件、酒気帯び七件、負傷一件の合計十件で五十八年の十八件(十三位)を大幅に減少し、十位以内に入ったため表彰されたものです。

## 用水路に 残飯などを 捨てないで ください



## カメラレポート



先生たちに見送られ校舎を去る～杉沢中学校

## 220人が中学を卒業

### 町内の小中学校で卒業式

町内の小中学校の卒業式は、3月16日・18日・19日にそれぞれ行われました。今年、町の小学校を卒業した生徒は全部で194人、中学校は220人となっています。その内訳は次のとおりです。

▷五城目小135人▷馬場目小16人▷杉沢小5人▷富津内小6人▷内川小17人▷大川小15人▷五城目一中201人▷杉沢中11人▷富津内中8人

## 春の交通安全運動

安全運転をお願いします

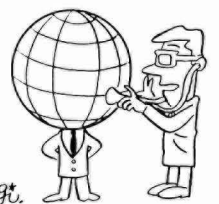


- 「春の全国交通安全運動」が四月六日から十五日まで行われます。重点目標は、次の四つです。
- ①新入学（園）児を中心とした子供や高齢者の保護・誘導活動の推進
  - ②自転車・二輪車の安全利用の促進
  - ③飲酒運転等無謀運転の追放と安全運転の確保
  - ④シートベルト・ヘルメット着用の促進
- \* \*  
雪が融け、暖かくなると子

供たちの行動範囲はぐんと広がります。  
子供を交通事故から守るには、ドライバーの皆さん一人ひとりの注意と協力が何より大切です。まず、子供の特性を知ってください。  
子供は、ボールが道路に転がり出しても、つい走り出してしまふというように、ひとつのことに気が向くと、周りのものが目に入らなくなり、必ず止まるといふように、物事を単純にし理解できません。  
運転中、子供の姿を見かけたら、「赤信号」というくらい心がけが必要です。  
そこで、車を運転する場合

- は次のことに、ぜひ注意してください。
- ▽住宅地や裏通りでは、子供の飛び出しが多いので、スピードは控えめに。子供の交通事故で一番多いのが、この「飛び出し」なのです。
  - ▽スクールゾーンでは細心の注意を払い、通園バスなどのそばを通り抜けるときは、必ず徐行して安全確認を。
  - ▽車を発進させたり、後退したりするときは、周囲に子供がいなかどうか再確認を。
  - ▽左折するときは、左側に自転車に乗った子供や歩行者がいなか確認を。

## お知らせ



4月7日  
世界保健デー

### 都市計画事業 変更認可の図書を縦覧

都市計画事業変更認可の図書を、規定に基づき次のとおり縦覧に供しています。

- ▽事業の種類、名称  
五城目都市計画街路事業  
三、三、一 雀籠線
- ▽事業計画の変更内容  
(一)事業費の変更  
(二)施行期間の変更
- ▽縦覧場所  
役場都市計画課

### 元鯉の注文受け付け 申し込みは商工観光課へ

役場商工観光課では、元鯉の注文を受け付けています。購入希望の方は、四月六日までに商工観光課に申し込んでください。

- ▽価格 一キロ六百五十円
- ▽規格 一尾百グラム前後
- ▽引き渡し時期 四月二十日～五月十日ごろ
- ▽荷作り代 ビニール袋、酸素代として一袋につき百円
- ▽問い合わせ先  
秋田県内水面養殖漁業協同組合 ☎68-3811

### 技能検定

受付は4月16日まで

前期技能検定が次のとおり行われます。

検定の職種は、造園、鑄造、金属熱処理、機械加工など十四職種となっています。

▽受検申請受付期間

四月五日～十六日

▽実施等級

一級、二級、および単一等級があり、それぞれに受検資格が必要です。

▽問い合わせ先

秋田県職業訓練課

☎60-1733

秋田県職業能力開発協会

☎62-3510

労働保険（労災・雇用）料

申告はお早めに

労働保険（労災・雇用）料の申告期限は、五月十五日までとなっています。申告、納付手続などについては、秋田労働基準局（☎62-6681）へおたずねください。

交通安全五城目上・下町部会

4月10日に総会

交通安全五城目上・下町部会では、四月十日午後七時からグリーンロイヤル丸富で総会を開催します。

議事内容は、昭和五十九年度の事業および決算承認、昭和六十年度の事業および予算の審議となっています。

# 温水プール

## 水・金曜は夜も開館 水泳教室も開きます

温水プールの開館時間が延長され、四月からは金曜日の夜も利用できます。

夜間の利用は、今までは水曜日に限られていましたが、四月からは金曜日にも利用できることになりました。開館時間は、水曜日・金曜日とも午後八時までとなっています。

また、次のような各種教室も開催します。

- ▽日曜水泳教室  
・主催 教育委員会  
・対象 一般男女  
・期間 四月七日～七月二十一日（毎週日曜日）

- ・時間 午後三時から
- ▽マスターズ水泳教室  
・主催 教育委員会  
・対象 一般男女  
・期間 四月三日～七月十九日（毎週水曜日・金曜日）

- ・時間 午後六時三十分から
- ▽レディス水泳教室  
・主催 五城目町水泳協会  
・対象 一般女性  
・期間 四月十二日～七月十九日（毎週金曜日）

- ・時間 午後二時から
- 各教室とも受講料は無料ですが、プール入場料は必要です。



いろいろな水泳教室が開かれる温水プール

申し込み、問い合わせは温水プール（☎52-4411）までお願いします。



### 水泳バッチテスト

二月二十四日

温水プール

（町内関係分）

▽一級

伊藤友徳、伊藤利道（富小）  
栗山健（五小）

▽二級

- 石川尚美、石川美奈子、佐々木修子、石川冬姫（杉小）  
伊藤昌、伊藤保、伊藤聖子、畠山千穂（富小）  
近藤八雲（五小）  
宮田靖子（五一中）

▽三級

石川理加、佐々木亜希子（杉小）  
伊藤進、伊藤郁子、本間健一、松橋洋、館岡真依子（五小）  
金子留美子、加藤重紀子（五一中）

▽四級

石川弘子（杉小）  
渡部貴之、伊藤新（富小）

▽五級

一関雅暁（五小）  
伊藤さくら（富小）  
佐々木健（杉小）

▽六級

石川ルミ（杉小）  
一関尚史、村上節子（五小）  
渡部希理子（富小）

### 全町スキー大会

二月十日

恋地スキー場

▽小学四年生以下の部大回転  
①佐藤公一 ②佐々木勝成

③永井順平

▽小学六年生の部大回転  
①三浦徹 ②北嶋健一

▽伊藤恒紀

▽青年の部大回転

①佐々木公生 ②佐々木誠

③斉藤匡彦

▽青年の部回転

①佐々木公生 ②斉藤匡彦

▽成年の部大回転

①佐藤幸男 ②斉藤喜美雄

③永井博敏

▽成年の部回転

①永井博敏 ②斉藤喜美雄

▽壮年の部大回転

①伊藤英紀 ②荒川祥一郎

③小玉忠夫

▽壮年の部回転

①荒川祥一郎 ②小玉忠夫

③伊藤英紀

## “あとで”より “いま”が大切火の始末

四月七日（日）から十三日（土）まで、春の火災予防運動が行われます。

これからは、春の乾燥期を迎え、強風の日が多くなります。例年この時期には、ガスコンロ、風呂が、たばこ、たき火等による火災が多発するとともに、延焼火災も多くなりますので、火の元には十分注意してください。

運動期間中、消防署員と消防団員が、予防査察（火の元検査）や立入検査などを行います。また、消防署では、午後七時にサイレンを鳴らして、町内のみなさんに注意をうながしますの

で、いま一度、火の元を確認してください。  
火の元検査は町内の全家庭を対象に行い、火気使用



わが家からは火を出さない！

- 器具の取り扱いや設置状態などを点検し、適当でない場合は正しい取り扱いや方法を指導します。また、学校、工場、旅館など特殊な建物の立入検査は、消防署の予防係が行います。
- 火災予防のため「火の用心、七つのポイント」を守ってください。
- ①寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- ②子供にマッチやライターで遊ばせない。
- ③風の強いときは、たき火をしない。
- ④天ぷらを揚げるときはその場を離れない。
- ⑤家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ⑥風呂のカラダきをしない。
- ⑦ストーブには燃えやすいものを近づけない。

# 毎日350人分の 血液が必要です

県内では毎日三百五十人の  
献血者を必要としています。全  
国から多量の血液をいただい  
ているのが現状です。

県民が必要とする血液は県  
民の手で……町内の皆さんの  
ご協力をお願いします。献血  
された血液は、赤血球、血小  
板、血しょうなどに分けて、  
患者が必要とする成分だけが  
輸血されます。一人の献血で

三人が救われることになりま  
す。

## 献血は全く安全

健康な方なら、献血は全く  
安全で、身体に影響はありま  
せん。現在、四〇〇ミリリッ  
トルまで採血しても大丈夫だ  
とわかっていますが、日本で  
の採血量は一回二〇〇ミリリ  
ットルです。これだけの量な  
ら献血後、数時間で元に戻り、  
血球の数も約一カ月以内に回

復します。  
また、採血は医師が健康状  
態を調べた上で行いますので、  
安心して献血してください。  
健康管理にも役立ちます

血液センターでは、輸血用  
血液の安全を確認するための  
検査のほかに、献血された血  
液中のコレステロール量など、  
六つの項目について生化学的  
検査を無料で行っています。  
これらの検査データをお知  
らせする通知票には、それぞ  
れの項目の標準値も記載され  
ていますので、自分の数値と  
比較でき、健康管理の目安に  
なります。

## 献血ありがとうございます

ごさいます



三月二十六日、町内六カ所  
を巡回して行われた献血に協  
力してくださいました方たち  
のお名前は次のとおりです。

(敬称略、数字は献血回数)

石井政則 19 笹村芳夫 18  
猿田 仁 10 千葉和彦 13  
猿田ひとみ 4 児玉 泰 20  
斎藤喜久也 10 佐藤真悦 35  
伊藤 伝 12 館岡正和 18  
勝田重信 47 北嶋正千代 28  
千田博幸 1 武石 正 19

伊藤和義 18 沢田石三男 10  
朝野暢稔 13 佐藤貴子 11  
児玉 昇 24 伊藤 清 18  
宮腰俊一 40 栗山孝子 10  
小林保子 8 佐藤信也 16  
角間崎栄樹 13 近江ちどり 15  
北島美保子 16 真壁江田男 8  
伊藤武次 15 大石正広 16  
浅野 満 3 渡辺鉄雄 17  
小畑信男 37 宮城正人 6  
八柳 博 18 谷地治夫 9  
川村信啓 6 千田素子 4  
石井留利子 5 石井アヤ子 5  
館岡与二郎 42 菅原秋雄 49  
湊 金子 1 館岡金敏 28  
工藤幸男 4 石井久雄 28  
館岡 敦 21 本間敬悦 17  
館岡幸雄 17 尾崎敦男 6  
猿田 実 30 八柳一義 5  
伊藤久視 4 石井 勇 24  
小林 勉 4 小玉一志 8  
猿田俊彦 14 猿田未治郎 2  
一関ユミコ 2 石井修子 2

佐藤和久 3 佐藤久光 13  
小玉哲司 32 一関武彦 2  
田中 稔 7 広嶋宗幸 20  
佐藤幸枝 4 石井五兵工 12  
佐々木悦雄 1 佐々木幸雄 15  
伊藤富喜子 9 田原 仁 16  
太田栄悦 32 渡部栄子 4  
渡辺秀勝 40 和田喜式 11  
渡辺鉄男 47 本田鉄之助 4  
長谷川国夫 11 伊藤幸男 17  
鶴木孝博 5 渡部義則 2  
小玉康一郎 19 伊藤良雄 5  
松橋勇樹 2 鎌田 岬 4  
長谷川 誠 7 近藤千加子 4  
小畑武博 17 石井 恵 27  
山田隆博 19 伊藤真知子 1  
菊地孝浩 2 小玉孝一 47  
石井博嗣 20 佐藤光正 2  
越高孝子 5 伊藤 匡 3  
谷田部保美 32 児玉英一 18  
安藤 孝 15 京野幸一 1  
高橋作雄 36 島山 洋 5  
千田賢悦 5



親子の  
健康な歯の  
つくりかたを  
めがけて

## 歯みがきと私

石井 敏雄 (小野台)

昨年十一月から学校で始  
めた3K運動、健康な歯づ  
くり運動を通じ、恥しいこ  
とながら子供から教えられ  
ることがたくさんある。

朝起きたら歯をみがく。  
顔を洗ってそれから朝食。  
これが長年にわたる私の一  
日のスタートをするための  
習慣であった。

ところが、子供にすすめ  
られるまま、朝食後の歯み  
がきもするようになり、時  
々は、職場でも昼の歯みが  
きを実行するようになって  
きた。

はつきり言えることは夜  
の歯みがきの定着である。  
どんな場合でも、夜は必ず  
励行するようになった。子  
供の生活リズムに、親が合  
わせて行った結果だから驚  
きである。

以前は、思いつきや多少  
痛みのある時以外はしな  
かったし、それも大方省略と  
いうケースがしばしばだっ  
た。

良い癖はつけるべきであ  
る。一番大切だと言われて  
いる夜の歯みがきを、いつ

の間にか習慣以上の良い癖  
として、自分に残したいと  
考えるようになった。

子供たちは、3K表の評  
価もあるので、実践成績が  
すべての面で私より上であ  
る。「お父さん、歯をみが  
こう」と誘われることが非  
常に多くなった。父親と一  
緒に歯みがきするのが、と  
ても楽しいらしい。こうし  
た子供たちの気持ちにうれ  
しくて立ち上がるのだが、  
前歯、奥歯と歯みがきが進  
むその時々表情の変化が、  
私にとってはとてもかわい  
いのだ。

子供たちの歯みがき習慣  
は、完全に定着した。これ  
に合わせた私も、おかげで  
以前とは違う締めのある日  
課で、一日を終えるように  
なった。

歯の衛生管理、つまり、  
歯みがきは結局は自分自身  
でやらなければならないこ  
とである。学校の〇×評価  
がきっかけで、小さなころ  
からの実践は大ヒットと思  
う。

夜遅く帰宅してから歯  
みがき

ブラシを持つわけだが、こ  
れをやっていたら、その日  
の酔いのバロメーターにな  
り、鏡で自分の顔をゆがめ  
ながらのぞき、一日の反省  
のひとときにもなっている。

ところで、二日酔いとも  
なれば、歯みがきも憂うつ  
でとてもつらい。そんな中  
で、洗面所に添えられた一  
輪の花のかわいらしい風情  
に気をとられながらの歯み  
がきとなる。我が家の洗  
面所は、そばに洗濯機があ  
り、狭く、他人に紹介でき  
るつくりではない。ホテル  
や旅館のそれは、実に豪華  
できれいだであるが、朝夕自  
分の顔を写し、健康状態を  
チェックする洗面所は、狭  
くとも気分のいい部屋にす  
べきである。これからは、  
家族が使う洗面の諸用具が  
きちんと整理され、衛生的  
で明かるく、気持ちがあす  
きりするような洗面所にす  
るよう心がけたいと思う。

そこには、季節の草花が  
コップにちよこんと差し込  
まれている。そんな環境の  
中で、楽しい歯みがきが長  
続きできるよう念じたい。

(この文章は、昭和五十九  
年度五城目町親と子の健康  
な歯づくり運動の体験作文  
に応募し、一般の部で特賞  
に入賞した作品です)

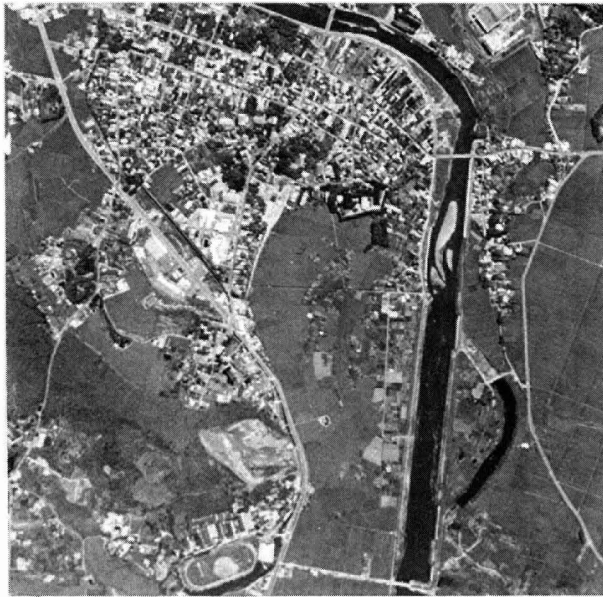
五城目町親と子の健康な  
歯づくり運動推進委員会

# いそのめ風土記

①

## いそのめ地名考

長い冬も終わった。雪融けを待ちわびて息を潜めていた森山には、晩秋の赤茶けた色合いと厳冬の風雪を耐え忍んだやつれが残っているものの、朝な夕なにつつま込む薄靄（もや）はまぎれもなく春を告げている。今を去ること約一〇〇〇年、付近一帯は初めて文献に登場した。天歴二（九五〇）年源順（したごう）編纂『和名抄』集録の御名秋田郡率浦郷がこれで、今の五城目、八郎潟両町域が比定されている。こうして当



区画整理する前の「いそのめ」地域

町域の地名の歴史が始まるが、さて「率浦」をどう読んだら良いかが問題である。磯浦と解して当地域の自然から取ったものだとするれば「イソウラ」と読めるし、「率」を果（は）てと解して、律令国家の日本海側最北端の郷といった国域上の位置に力点をおけば「イサウラ」とも読めるのである。後者も捨て難いのだが、ここでは次の「イソノメ」とのつながりを重視して、イソウラ説に従っておこう。さて「イソノメ」が当地

域名として登場してくるのはいつ頃であろうか。文献で見る限りでは、中世に入ってからのことと考えるのが自然である。たとえば慶長六（一六〇一）年の秋田実季侍分限には、樋口村以下十二カ村の総称として五十目庄という地名が初見される。いままでの率浦郷が森山を境にして五十目（イソノメ）地域と浦（ウラ）地域に分称されるのもこの頃であつたろうか。

五十目については、佐竹藩政確立の功臣梅津政景の日記に「五十ノ目」「五十拾野目」としるされているところから、イソノメないしはゴジュウノメと汎称されていたことは、間違いないところである。五十目が率（いそ）の目の転化であることは推定できても、何故「率」が「五十」になったかは定かではない。石井三友の「五条十里」説も確証はもてないものである。

当地の美称として五城目が登場するのは江戸中期で、それは『永慶軍記』や『真澄遊覧記』でうかがい知ることが出来る。五十目にかわって五城目が当地域の正称になるのは、明治二十九（一八九六）年の町制発足時と、これはけっこう新しい時期なのである。（渡部紘一 県立博物館）



## お誕生

おめでとう

ごぞいます

（敬称略）

嶋崎靖晃 長男 2月13日  
茂悦・てつ子 下樋口  
石井直美 二女 2月20日  
高基・由美子 蓬内台  
畑澤貴之 長男 2月28日  
輝男・友子 矢場崎  
椎名信香 二女 3月1日  
耕一郎・千津子 富田  
宮城弥生 長女 3月4日  
英喜・洋子 蓬内台  
草皆洋輔 長男 3月9日

義彦・奈保子 帝釈寺  
伊藤ゆり子 二女 3月13日  
武美・由紀子 御藏下  
佐藤幸穂 長男 3月11日  
秀樹・素子 岡本二区

## おくやみ 申し上げます

（敬称略・数字は年齢）

佐藤リヨ 90歳 西野  
清水和子 58歳 希望ヶ丘  
荒川安夫 52歳 一番町  
石井ハル 83歳 帝釈寺  
館岡タヨ 77歳 下高崎  
館岡斌郎 78歳 上高崎  
栗山儀一 67歳 昭辰町

## 町の人口と世帯

3月1日現在

人口 15,738人 (-17)  
(男) 7,528人 (-7)  
(女) 8,210人 (-10)  
世帯 3,945世帯 (-4)

※ ( )内は前月との比較

佐藤キエ 83歳 新町 3月12日  
佐々木ヨシノ 88歳 岡本一区 3月14日  
工藤豊蔵 74歳 新町 3月21日  
佐々木カネ 62歳 恋地 3月21日



## 預善意銀行

（敬称略）

二月二十五日  
二万円 昭辰町 川浪鉄美  
（亡甥国洋様の香典返しとして）  
二月二十五日  
三万円 樋口 猿田孝男  
（亡母サダ様の香典返しとして）  
三月七日  
三万円、おこし二十四枚、  
シーツ九枚、丹前下三枚、  
おしめ二枚

川原町 伊藤養之助  
（亡母カネヨ様の香典返しとして）  
三月二十日  
二万円  
上樋口（下） 猿田周治郎  
（亡父松之助様の香典返しとして）

三月二十二日  
三万円 四ツ屋 佐藤清  
（亡母リヨ様の香典返しとして）  
三月二十二日  
四万円  
帝釈寺 石井由太郎  
（亡母ハル様の香典返しとして）

三月二十二日  
三万円 浦横町 小玉安長  
（亡父孫右衛門様の香典返しとして）  
三月二十二日  
二万円 昭辰町 佐川清  
（亡母ミツ様の香典返しとして）

三月二十三日  
千円 田町 仁村博仁  
（高校インターハイ時の拾得金の報労金を寄付したもの）